

一 蛤漁業 飼虫漁業 肥料蛤漁業 二月一日より十月
 二十一日迄 海苔漁業 十一月一日より翌年五月二十一日迄
 鹿尾菜漁業 鹿尾菜漁業 十一月一日より五月二十一日迄
 海鼠漁業 毎年拾壹月壹日より翌年拾壹月拾壹日迄
 日近石花菜漁業 及び日近石花菜漁業 十一月一日より翌年拾壹月拾壹日迄
 胡菜漁業 毎年拾壹月壹日より翌年拾壹月拾壹日迄 期間
 内ニ於テ漁業ヲ為スルコトス
 二 鱧地東側漁業 毎年拾壹月壹日より翌年四月拾日 鮫
 刺側漁業 十一月一日より翌年五月拾日 鮫刺
 側漁業 九月一日より翌年二月拾日 鮫刺側
 側漁業 六月一日より十月二十日 鮫刺側
 側漁業 七月一日より翌年一月拾日 鮫刺側
 三 乾漁業 博中漁師内ニ於テ毎年十月一日より翌年二月

未日近漁業ヲ禁止スルコトス
 四 和布漁業及蝦蟇漁業 揚布漁業 海士組ニ於テ
 漁獲物ノ時季ナラズニ漁業ヲ為スルコトス
 五 磯庄側漁業 鮫園利側漁業 漁場高嶺ノ側ニ漁
 業ヲ為スルコトス
 六 定置漁業 鮫大取側漁業 全上定置側漁業 特別漁業
 鮫地濱側漁業 全上鮫地東側漁業 全上鮫地
 側漁業 全上鵜濱側漁業 一定期間ニ定メ組合員
 八人ニ依リ多額ノ漁業料ヲ納ムルコトス 漁業料
 定メ漁業ヲ為スルコトス
 七 漁場合ニ依リ組合員外ニ漁業ヲ為スルコトス 漁業料
 定メ漁業ヲ為スルコトス
 八 鮫刺側漁業 其側漁業ニ於テ抽籤ヲ以テ定メ